

## 競 技 規 則

(財) 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、(社) 日本プロゴルフ協会の競技の条件及びローカルルールに準じるとともに、下記の競技の条件を適用する。

1. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
2. 使用球の規格：プレーヤーの使用球は、R & A発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。又、正規のラウンド中、同じブランド・同じモデルの球でなければならない。
3. 使用クラブの規格：「適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則 I (c) 1 a」を適用する。(ゴルフ規則174ページ参照)
4. 競技終了時点：本競技は委員会による成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
5. ホールとホール間の練習：
  - (i) プレーを終えたばかりのホールのグリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならない。
  - (ii) 9ホールを終えた後でのパッティング練習場でのパター練習は可とするが、その他の場所(打球場、アプローチ練習場、バンカー練習場等)でのパッティング以外の練習は不可とする。
6. プレーの中断と再開：

(通常の間断) 競技委員を通じて競技者に連絡する。

(陰悪な気象条件による即時中断) サイレンを鳴らして通報する。または本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。
7. 移動：正規のラウンド中のプレーヤー及び用具の移動は、1台の乗用カートを用いて行なうものとする。(ゴルフ規則181ページ参照)
8. キャディー：正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止とする。この条件の違反の罰は「ゴルフ規則 I (c) 2」を適用する。(ゴルフ規則177ページ参照)

## 〔特別競技規則〕

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地の区域は、青杭を立て、白線をもって標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。
4. コース内の舗装道路、樹木の支柱、排水溝、金網、砂箱、標示杭、水道栓、その他人工の施設物は動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の2本ないし4本の人工の表面をもつ軌道は、全幅をもってカート道とみなす。球がこのカート道路の上にあるか触れている場合は、ゴルフ規則 24-2 B (i) の救済を受けなければならない。この違反の罰は2打罰とする。
6. バンカー内の土砂の流れた跡の救済は可とする。
7. クローズの標示のある予備グリーン及びそのグリーンから1クラブレンジ以内の場所は、プレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、球がその上にあるか触れている場合、又はプレーヤーのスタンスや意図するスイングの区域の妨げとなる場合は、ゴルフ規則 25-1 b (i) を適用しなければならない。この規則の違反は2打罰とする。
8. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげない事。不当な遅延は、その組の全員にペナルティを課すことがある。目安として、9ホール終了時点で前の組と1ホール以上(15分)空いた場合に、適用する場合がある。
9. 悪天候や日没等で全員がホールアウト出来なかった時は、競技委員により競技の成立の可否等を決める。
10. 当競技ルール等の裁定は当日出席の連盟役員が行う。

以上